

令和元年度「医療費のお知らせ」について

「医療費のお知らせ」の発行は2ヶ月に1回発行し、送付しております。

※「健保からの給付金」がある方は、給付のある月に発行し、送付しております。

「医療費のお知らせ」を医療費控除に活用する場合、令和元年11月・12月診療分については、令和2年3月に「医療費のお知らせ」を発行送付予定のため、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付する必要があります。

また、「**医療費のお知らせ**」の再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

<医療費のお知らせ発行スケジュール>

平成31年	1月・2月診療分	令和元年	5月発行	5月送付済み
平成31年	3月・4月診療分	令和元年	7月発行	7月送付済み
令和元年	5月・6月診療分	令和元年	9月発行	9月送付済み
令和元年	7月・8月診療分	令和元年11月発行	11月送付予定	
令和元年	9月・10月診療分	令和2年	1月発行	令和2年1月送付予定
令和元年	11月・12月診療分	令和2年	3月発行	令和2年3月送付予定

※医療機関からの請求が月遅れの場合の診療分は、「医療費のお知らせ」も月遅れで記載されます。

<医療費控除の確定申告について>

1. 「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本通知書に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。（この場合、医療費の領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。）
2. 「あなたの支払額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合があります。
（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成の対象の場合など）
こうした場合には、「あなたの支払額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
3. 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。